

津市町自治会交付金交付要綱

平成31年3月29日訓第25号

改正 令和2年3月30日訓第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町自治会活動を推進し、住民福祉の向上を図るため、津市自治会等交付金交付規則（平成31年津市規則第13号。以下「規則」という。）の規定に基づき交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の交付金は、「町自治会交付金」（以下「交付金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 交付金は、次条に掲げる事業を行う町自治会に対し、これを交付するものとする。

(交付の対象となる事業)

第4条 交付の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業とする。

(1) 町自治会活動事業 次のいずれかに該当する事業

ア 町自治会の運営及び管理に関する事業

イ 住民相互の連携に関する事業

ウ 自治会活動等の推進に関する事業

エ その他住民生活の向上又は地域の発展のために市長が必要と認める事業

(2) 広報配布等協力事業 次のいずれかに該当する事業

ア 本市が発行する広報誌その他行政資料等（以下「広報誌等」という。）の配布に関する事業

イ 行政施策実施の協力に関する事業

(交付金の額)

第5条 交付金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(1) 町自治会活動事業 次に掲げる額の合計額

ア 世帯割額 町自治会の加入世帯数（交付金の交付を受けようとする年度の4月1日（以下「基準日」という。）現在における加入世帯数とする。）に230円を乗じて得た額

イ 均等割額 15,000円

(2) 広報配布等協力事業 町自治会が配布する広報誌等の配布対象件数（基準日現在において配布の対象となる世帯及び事業所の数をいう。）に1,080円を乗じて得た額

2 基準日の翌日以後に設立された町自治会（分離、合併又は名称変更によるものを除く。）に係る交付金の算定は、市長に届出のあった日、又は自治会設立年月日のいずれか遅い日の属する月の翌月から月割をもって行うものとする。

3 前項の規定により算出された交付金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請書）

第6条 規則第3条の別に定める交付申請書は、町自治会交付金交付申請書（第1号様式）とする。

（未使用報告書）

第7条 規則第5条第2項の別に定める交付金未使用報告書は、町自治会交付金未使用報告書（第2号様式）とする。

（結果報告書）

第8条 規則第11条の別に定める自治会活動等実施結果報告書は、町自治会交付金自治会活動等実施結果報告書（第3号様式）とする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓第20号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

年度自治会活動等の実施計画概要及び収支予算書					
町自治会活動事業	実施計画概要				
	収 入		支 出		
	項 目	金 額	項 目	金 額	交付金 使用額
	交付金	円		円	円
	上記の交付金の使用先 を右の支出欄にご記入く ださい。				
合 計					
広報配布等協力事業	広報等配布対象件数 × 回				
	交付金 円				

第2号様式（第7条関係）

町自治会交付金未使用報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

代表者

㊞

電 話

年 月 日付け津市（記号番号）で交付決定等を受けた
年度町自治会交付金について全部又は一部を使用しないこととなっ
たので、津市自治会等交付金交付規則第5条第2項の規定により、次のと
おり報告します。

1 未使用の理由

2 未使用の内容

備考 交付申請のときに提出した事業計画概要及び収支予算書に、変更後
の計画を赤字で、変更前の計画を黒字で併記したものを添えること。

第3号様式（第8条関係）

町自治会交付金自治会活動等実施結果報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

代表者

㊞

電 話

年 月 日付け津市（記号番号）で交付決定等を受けた
年度町自治会交付金に係る自治会活動等の実施結果を津市自治会等
交付金交付規則第11条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 交付決定等を受けた額 円
- 2 自治会活動等の実施成果及び収支決算書
別紙記載のとおり

